

小規模特認校「壬生町立羽生田小学校」の入学児童を募集します

《町内全域から入学が可能です。》

魅力ある教育活動を行っている小規模特認校 壬生町立羽生田小学校に町内全域から入学することができます。

1. 小規模特認校制度の趣旨と目的

少人数での教育のよさを生かし、一人ひとりの児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件を付し、壬生町教育委員会（以下「教育委員会」）が指定した壬生町立羽生田小学校について、通学区域外（壬生町内に限る）からの就学を認める制度です。

2. 入学資格

入学資格は、次の全てに該当するものとします。

- ① 町内に居住する新入生又は、町内小学校の在校生であること。
- ② 原則として、4月1日に就学できること。
- ③ 原則として、卒業まで在学できること。
- ④ 通常学級の生活や学習に適応できること。
- ⑤ 保護者は、学校の教育活動やPTA活動に賛同し、かつ協力できること。

3. 募集定員

募集定員は、現在の羽生田小学校の在籍数と合わせて、1学年につき20名程度とします。

4. 通学区域

通学区域は、町内全域とします。また、通学は、保護者の費用負担と責任において行うものとします。

5. 事前見学

就学を希望する場合は、事前に羽生田小学校を見学してください。見学日時は、直接、羽生田小学校にお問い合わせください。

6. 就学の申請

小規模特認校制度による就学を希望する児童の保護者は、小規模特認校就学申請書

を教育委員会に提出してください。

申請書は、壬生町教育委員会事務局学校教育課及び羽生田小学校でお渡しいたします。また、町公式ウェブからもダウンロードできます。

7. 申請の期間

原則として、入学前年の11月1日から同年12月28日までとする。

8. 提出方法及び提出先

小規模特認校就学申請書は、壬生町教育委員会事務局学校教育課に提出して下さい。(郵送可)

9. 就学の許可

就学の申請が募集定員の範囲内の場合は、教育委員会は、羽生田小学校長と協議の上、就学を決定し、保護者あて通知します。

募集定員を上回った場合は、抽選により選考するものとし、日程等は、後日、ご連絡します。

なお、既に兄弟姉妹が当該小学校に在学中の場合は、優先的に就学を許可します。

10. 進学先中学校

進学先中学校については、保護者及び児童の希望により、居住地指定の中学校と当該小学校区指定の中学校のどちらでも選択可能です。

11. 注意事項

当該小学校は、通常学級6学級分しか教室が存在せず、特別支援学級を開設することができません。よって、特別な支援を要すると判断されたお子様については、小規模特認校制度を活用した本校への入学はできませんので、正規の学区内の小学校をご利用下さい。

○問い合わせ先

壬生町立羽生田小学校 Tel 0282-82-1022

壬生町教育委員会事務局 学校教育課 Tel 0282-81-1870